

# 今年もやります 来て、見て、一小



みなさん見に来てね

今回のわたしたちの学校シリーズは、今年131年目を迎えた鏡石第一小学校を紹介いたします。鏡石第一小学校では、父兄だけではなく、地域のみなさんにも生徒達の授業風景を見学していただく「来て、見て、一小」など、ユニークな取り組みを行っています。今月号では、その取り組みについて紹介します。

今回のわたしたちの学校シリーズは、今年131年目を迎えた鏡石第一小学校を紹介いたします。鏡石第一小学校では、父兄だけではなく、地域のみなさんにも生徒達の授業風景を見学していただく「来て、見て、一小」など、ユニークな取り組みを行っています。今月号では、その取り組みについて紹介します。

これまで見学者からは「授業だけでなく給食の様子を見ることができてよかった。」「子どもの普段の姿が見られてよかった。」「学校が懐かしかったです。みなさんどうぞ、学校はどうも敷居が高くてね。」などとおっしゃらず、ぜひ一小にお越しください。

みなで仲良く、交遊タイム  
少子化やテレビゲームの流行に伴い、一人でも十分過ごすことができる時代になりました。しかし、そのことで、わがままな行動や人の気持ちからわからない、人との関わり方がわからないなどの弊害も出てきていることも確かです。そこで、本校では毎週水曜日、午後1時から1時40分までの40分間、思いっきり遊ぶことができる時間を設定しています。友達と一緒に遊んだり、話をしたり、本を読んだり子どもたちはそれぞれに楽しい時間を過ごし、豊かな心を育むことができます。先生方も時間の許す限り子どもたちと遊んでいます。



## 町民リレー

.....(211)

岡ノ内

### 穂積 徹さん

「生まれも育ちも鏡石町です。鏡石中学校時代に学んだ「最善を尽くせ」を常に心がけ毎日、一生懸命生活を送っています。」と話す穂積さん。

そんな穂積さんは、休日に自宅近くの公園で3人の子どもたちと遊んでいる時が一番リラックスできるそうです。

穂積さんの趣味は、ガーデニングだそうで、自宅にお伺いしたときは、庭に、パンジーやしゃくやくが花を咲かせていました。本人に尋ねると「もっと庭を花でいっぱいになりたいですね。」と話してくれました。

最後にまちづくりについて尋ねると、「町では、フローラのまちづくりをしています。町の各所で季節ごとにきれいな花々が咲く風景が見れるといいですね。」と話していました。

今回は、穂積さんの紹介で旭町の村上正義さんにリレーします。

今回の学校シリーズは、鏡石第一小学校から提供していただきました

# お知らせ

## 町営住宅入居者募集

- 町では、町営住宅に空きができたため、7月からの入居者を次のとおり募集します。
- ◆募集期間 5月6日(木)～5月31日(月)まで
- ◆戸数 境団地1戸
- ◆入居申込資格者 からの条件をすべて満たす方)
- ①同居親族がいる方
- ②現に住宅に困窮していることが明らかかな方(持ち家でないこと、親と同居は持ち家となります。)
- ③町内に住所または勤務場所がある方
- ④町税等の滞納がない方
- ⑤月々の収入が20万円を超えない方。(※障害者の家庭

## 生きがいと創造事業参加者募集

- 町では、町内に在住する60歳以上の方が、楽しんで生き生きと生活できるよう陶芸・手工芸・木工芸教室を開催しております。
- 興味のある方はぜひこの機会に、お友達を誘って一緒にご参加ください。
- ◆日時
- 陶芸教室 毎月第2・4火曜日の午前中
- 手工芸教室 毎月第2・4水曜日の午前中
- 木工芸教室 毎月第2・4木曜日の午前中

## 春の行政相談週間

5月17日(月)から23日(日)の一週間は「春の行政相談週間」です。町では、「春の行政相談週間」の一環として、次のとおり行政相談を開催いたします。

この行政相談は、みなさんがふだん役所(国・県・市)の仕事をはじめN.T.Tなどの仕事について、苦情や、困っていること、心配なこと、要望したいことなどの相談に応じるものです。この機会にお気軽にご相談ください。

### 行政相談員

名前 関根安次さん  
住所 堀米637  
電話番号 62-4225



※鏡石町では、「町民相談日」とあわせて、毎月第1日曜日と20日(日・祝日のときは翌日)にも行っています。

◆問い合わせ先  
町総務課 62-2111

## 「みゼロ運動」参加者募集

6月の環境月間に向け、ごみ拾いボランティア活動「みゼロ運動」を実施します。参加自由となっておりますので、お気軽にご参加ください。

「あらまウォーキング」  
◆日時 5月23日(日)  
午前7時～8時30分  
◆場所 鳥見山公園  
※小雨決行、買物袋等を持参

## 有料道路障害者割引制度「利用の皆さまへ」

昨年12月から障害者の有料道路の割引制度が変更となり、割引の手続を行った身体障害者手帳又は療育手帳のみで割引が出来るようになりました。

従来の通行割引証は、5月末までです。利用される方は町健康福祉課で手続を行ってください。

◆持参するもの 車検証、各種障害者手帳、運転免許証  
◆問い合わせ先 町健康福祉課 62-2115